

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成30年度第2次補正予算事業

裏面参照

小規模事業者持続化補助金

➤ **経営計画に基づいて実施する販路開拓等の**

取り組みに対し**50万円**を上限に補助金
(補助率:2/3)が出ます (自己資金1/3が必要です。)

- ・①市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者、②買い物弱者対策事業を行う事業者は、100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

➤ 計画書の作成に関しては、
商工会議所からアドバイスを受けられます

《対象となる取組の例》

- ① 広告宣伝
 - ・ 新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布
 - ・ 店舗の認知度向上を目的とした看板の設置
- ② 集客力を高めるための店舗改装
 - ・ 幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③ 商談会・展示会への出展
 - ・ 新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④ 新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施
 - ・ 3Dプリンターを導入し、新商品の開発
 - ・ 原材料を購入して新製品・商品の試作開発
- ⑤ ITを活用した広報や業務効率化
 - ・ ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

お問い合わせ先

◆ 御坊商工会議所

電話：0738-22-1008 Eメールアドレス info@gobo-cc-.or.jp

◆ 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局 (申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話：03-6447-2389 [9:30~12:00、13:00~17:30 (土日祝日、年末年始除く)]

URL：<https://h30.jizokukahojokin.info/>